

四日市市公契約審議会 会議録要旨

- 1 日 時 : 平成28年7月25日(月) 午後1時30分～3時10分
- 2 場 所 : 四日市市役所 7階 部長会議室
- 3 議 題 : 公契約条例の施行状況について
- 4 出席委員: 小林会長、吉田委員、長谷川委員、西川委員、生川委員、鈴木委員
- 5 事務局 : 辻総務部長、駒田調達契約課長、因田調達契約課長補佐
- 6 傍聴者 : 1名
- 7 議 事 : 公契約条例の施行状況について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。

<質疑応答>

○ 委員

公契約条例適用の仕事を請け負った業者に、困ったこととかないか聞いてきたんですけども、発注請書の工期欄の記入を以前より厳しく指導を受けるようになったということだが、公契約条例の施行によって指導方法が変わったとか、労働環境チェックシートの提出と関係はありますか。

○ 事務局

労働環境チェックシートには工期の記入欄はありませんので関係ないはずですが、施工体制台帳とか、建設業法で定められている記述のことだと思いますが、公契約条例の施行とは関係なく、工期をきちんと書くようにという話はしてないです。

○ 委員

四日市市が取り引きをしている、物品から何から全部なんですけど、それは市内の業者を使っていると理解していいですか。

○ 事務局

例えば建設工事に限ってですけど、昨年度に本庁と上下水道局、市立病院を合わせて499件ありました。その内の市内業者受注が474件で、ほぼ市内業者に発注していることになります。

物品関係も基本的には市内を優先しておりますが、どうしても市内で取り扱いの無い物というものもございます。また、市内には1者しかないからそこに出すということではなくて、市外で扱っている業者さんも入れます。

業務委託も基本的には市内で行える業者さんがおれば市内を基本に発注しております。

○ 委員

できれば地場の業者さんというか、建設業者さんを優先していただきたいと思います。

○ 事務局

市内経済の活性化もあり雇用の場でもあるので、市の姿勢としては市内でできるもの

は市内で、という基本的なスタンスを持っていますが、市内だけではどうしても競争性が確保できない場合は、市外も入れるというような形を採っております。

また、建築系は7億円まで、土木系は3億円までは原則市内に発注することとしており、それを上回った場合は共同企業体を組んでいただき、可能な場合は市内の方もそこへ参画していただくようにしています。

○ 委員

37ページの「配管工」で8,427円は、たぶん一番金額が低いと思いますが、これは設計労務単価との開きが大きいですね。

○ 事務局

聞き取りを行ったところ、見習いと言いますか若い職人さんということでした。

○ 委員

それなら「見習及び軽作業等」の欄に記入してもらいたいかなと思います。

○ 事務局

例えば38ページの「i」という事業者さんは、河川系の基礎工事を請け負っているんですが、かなり技術が必要ということで、設計金額もかなり高く、内容によって非常にバラつきがあり、同じ工種の作業員の方でも作業内容が違ったりしますので、表に反映しづらいというのが実感です。

そこで、個々にそのあたりを表に加味するかというと、それは事業所さんにご負担をかけることとなります。工事内容によって作業員の方のスキル等がかけ離れているというのが正直なところです。

プラス面としては、一覧の状況で見れて、これは何かなというのが分かるということですが、全体として工事の中身によって同じ工種でも違うなというのが、やってみての実感で、それを調査票で反映させるのは非常に難しいです。

ただ、当然労務単価がございまして、かけ離れておればヒアリングをさせていただくことになると思います。

○ 委員

本来であれば、もっとマス目が埋まるものなんではないでしょうか。

○ 事務局

下請さんに出す場合は仕事の内容を限定して出されますので、2、3枠くらい、例えば鉄筋をする会社さんなら「鉄筋工」、型枠をする会社なら「型わく工」と、別々に出されると思うので、ポツポツと埋まることになると思います。

○ 委員

埋まるものではないということですね。

○ 事務局

そうですね。

49ページの「工事(24)」は51ページに渡って1つの工事で、重層構造と言いますか、ものすごく下請けさんの多い工事です。部分部分で、或いは工事の進捗に従ってですので、かなり複雑な工程調整もされてると思います。

土木工事ですと比較的下請さんは少ないんですけど、建築工事ですとどうしても部分部分で下請さんを使われるケースがあるので、20や30下請けが出てきても不思議ではないです。

○ 委員

チェックシートの提出の時は何か指導されるんですか。実態としてパッと出てくるものなのか、これはこっちの分類じゃないかとか、行ったり来たりしてるのかどうか。

○ 事務局

窓口では、行ったり来たりということはまずないです。ひと通り見せていただいて、設計労務単価と見比べて、この下請さんに聞いてきてもらえませんかということはありますが、ほとんど今はそのようなこともなくなってきました。

○ 委員

バックデータを出してくださいというようなことはありますか。

○ 事務局

それはないです。

窓口に来ていただくかたは、事務方の慣れた方ですので、説明をさせていただくと、なるほどそんな感じですね、と分かっただけですので、スムーズな感じです。

○ 会長

下請業者の方が1者で、複数人同じ職種で働いている場合は、その中の一番低い単価を書いていただく、ということで良いわけですよ。

○ 事務局

そうです。

○ 会長

例えば、年配の人と若手の人とで3人で同じ仕事をしてる場合、一番安い金額が書いてある、というイメージですよ。

○ 事務局

そうなると思います。

- 委員
労働環境チェックシートを記入する人は、公共工事設計労務単価を参考に見ているわけではないのですよね。
- 事務局
そうです。ただ、ホームページに公契約条例を説明しているページがあるんですけど、そこには書き方とともに参考として現在の労務単価を載せてあるので、参考に見ることはできます。
- 委員
設計労務単価自体は、どのように作成される数字なのか、過去のその業界での数字を参考にして作られるものなのかどうか分からないのですが。
- 事務局
全国的に統計をとってます。過去も含めた現在のひっ迫状況と言いますか、ここ近年はどうしてもひっ迫してますので、毎年3%から6%は上がってきてます。
- 委員
建設業者の方や下請業者の方々にとって、この数字がはどのような意味があるのかということなんですけど。これは直近の平均より少し高めの数字なんだな、というふうに受け止めるような数字ということでしょうか。
- 委員
発注者の方が予算を作るための基準なので、下請業者さんには直接関係はないです。
業者としては基本的に自分たちが赤字にならない程度で、最低制限価格をよみながら入札します。そうすると設計労務単価自体はあまり関係なく、下請業者さん又は職人さんが引き受けてくださる時価で発注するわけです。それでその時価がぐると一回りすると設計労務単価にフィードバックされますけど、それは若干高めにフィードバックされるということです。
ですので実際のところは、正直に数字を記入して提出していますので、正直に出す以上はあまり設計労務単価は気にしなくていいことになります。ただ、もしあまりにも低い金額で発注している悪い業者がいるとすると、設計労務単価も若干気にしながら提出することになるでしょうけど、基本的には最低賃金法に違反しない限りは良いという事なんでしょう。
- 委員
記入する人はあまり設計労務単価の金額は意識せず、とにかく実態としてこうですという報告をして、設計労務単価と大きく乖離がある場合は、話を聞いて理由に当たるものが何かあればメモ等で残していくという流れですね。

○ 事務局

設計労務単価で積算はしますが、競争入札の結果100%で落札することはありませんので、この額では成り立たないと思いますし、かつ年齢構成なり熟練度も違いますので、この額がそのままというのはどうかと思います。

落札率としては、だいたい今は9割くらいの率になっておりますので、そう考えると設計労務単価の9割くらいが妥当な労務単価なのかなとは思っています。

○ 委員

9割で落札されるということは、現実にはこの単価では成り立たないことが前提となって工事が進行しているということもあるわけですね。

○ 事務局

契約後であっても急激に単価が上がった場合には、値上がり分を契約変更するというインフレスライド条項というのがあります。

○ 委員

もう1回積算をし直すんですか。

○ 事務局

積算をし直します。

○ 委員

どちらが先ですか、三重県の労務単価の方が先か、省庁から来るのが先か。

○ 事務局

上がるのは同時なんですけど、まず国の方で全国の流れを掴んで、そのあと県が自分のところの地域の調整をします。

○ 委員

工事の途中で金額が上がって、支払い金額自体が上がるケースというのは、けっこうあるんですか。

○ 事務局

以前は無かったんですが、ここ数年は年度の途中で単価が上がることがあります。

残期間が2箇月以上あること等、条件はありますが、ここ2、3年の間では何件かそういう変更がございます。

東日本大震災以降は人件費が高騰してきてますので、年度途中で2割上がった所もありますので、その辺を勘案して入れ替えをしている感じです。

- 委員
労務単価は毎年見直されるのですか。
- 事務局
基本的には1年毎の見直しなのですが、情勢の変化によっては3箇月に1回とか、半年に1回の頻度で国は見直してます。
- 会長
下請業者さんの中には一人親方さんもみえると思いますが、どこまでが本人の賃金で、どこまでが経費なのか、たぶん本人は特に分けずに契約されてやってると思うのですが、そういう時はどういうふうに書いていただいているのですか。
- 事務局
だいたい自分の給料はどれくらいなのか、一人親方ですので、どこまで細かく賃金と経費をみているのか、それぞれ考え方があると思いますので、差が出る可能性はあります。仕事に自信のある職人さんは単価が高いでしょうし、始めたばかりの方だと人件費としてはそれほど取ってないかもしれないです。
- 委員
事業税のかかる定義がありますよね、事業所を持っているとか、倉庫を持っているとか、従業員を扱っているとか、その定義をクリアしていれば一人親方という判断をするんですけど、その判断をするのはなかなか難しいというのが現状ですね。
- 事務局
利益をどこまでみるかというのもあると思います。
下請さんも需要と供給のバランスというか、当然仕事が多くあれば下請金額も高くなってきますので、設計労務単価の変化よりも、もっと激しいのかもわかりませんが、まだサンプルが少ない感じがします。
状況としては、今は若干売り手市場ですので、それほど安い金額ではないですけど、逆へ転換した時に公契約条例の意味が本当に出てくる時なのかなとも思います。
公契約条例があるから賃金が守られているのか、景気が良いから守られているのかは、なかなか判断しづらいところですけど。
- 委員
世田谷区にもチェックシートがあるということですが、書式というのは似たような感じなのでしょうか。
- 事務局
世田谷区は似たような書式になってます。
実は四日市市のやり方を真似するところが出てきてます。けっきょくあまり負担にな

るような書式ではということで、このへんに落ち着いてくるのではないかと考えます。

○ 事務局

本当に負担になっていないのかということと、労働の状況や環境がきちんと把握できているのかということと、両方あるかと思いますが、この辺りの調査・確認を他の自治体にさせていただこうと思っております。

○ 委員

チェックシートを提出した業者さんに、感想を聞くとか、アンケートをされるとか、そのような予定はあるんですか。

○ 事務局

まだ行っていないのですが、検討させていただきます。

○ 委員

参考資料で、愛知県にしても岩手県にしても、県の場合は範囲が広いので労働報酬下限額を入れるのはやはり難しいのでしょうか。労働報酬下限額が有りのところは市が多いですね。県でやっているところは無いと思いますので、県と比べるよりも規模としては市と比べる方が良いのではと思います。

○ 事務局

県の場合、金額は規模の大きいのを出されますけど、内容は県だから広いということはないのかなと思います。

○ 委員

広いというのは範囲が広いということですが、三重県で言いますと、北勢の方の単価と南の方の単価が一緒かということ、この場合の単価は実勢単価のことですが、違うと思います。単価だけでなく工事の件数も人口も全然違います。そういうような違い、地域差が県によってはあるということですね。

県に労働報酬下限額が入ってないから、そういうところが多いということではなくて、実際には市の方を見た方が良いんじゃないかと思います。

○ 事務局

ただ、三重県では南の方が単価は低いと思われまますので、そちらを支えるという意味では、労働報酬下限額を入れた方が良いという考え方もあり得ます。

○ 会長

県は県で、色々状況もあろうかと思えます。それが参考になるかどうか、委員がおっしゃられたように県の状況はあまり参考にならないのかもしれませんが。

それはそれとして、四日市市としては公契約制度で、今のところ大きな問題があるよ

うには、今日のご報告からすると見受けられないわけですが、今後どうしていけばいいのか、本当に上手くいっているのか、やはり実際には手間がかかかっていて負担になっているのか、それとも、制度はあるが実態として働いている方の状況は改善されていないということが有るのか。これらのことをもう少し長い目で見ていって、今後何か問題が出てきたときには対応ができるよう、準備はしておく必要があるかなと思います。

そういう意味で、さっきおっしゃってみえたように、他の自治体でチェックシートはどんな感じなのか、上手くいっているのかというのを聞いていただければと思いますし、業者さんにヒアリングをしてみるということも、これからの材料として要るのかなと思います。そのへんの材料がまた集まったところで、今年度また下半期に入ったくらいでもう1回開催する感じではないでしょうか。

○ 委員

資料の最後の方52ページと53ページの業務委託なんですけど、「Q11」は賃金でしたね、780円が一番低い金額ですが、つい最近、求人広告をたまたま見かけたんですけど、確か今の最低賃金は771円ですね、もちろん最低賃金よりは高い金額で募集をかけられておるのを拝見したんですけど、もちろんその募集している770何円という金額が高いか安いということではなくて、最低賃金を上回っておればもちろん良いんですが、ただそれを見て、同じく市が発注しておる公契約条例の対象ではない同じような業務では、時給1,000円で募集されておる広告も見かけました。770何円に対して思うことは、賃金が上がっていくということが、まだまだ時期不透明なのかなという危惧があります。

また、市の入札参加条件で、3年間の業務委託に対して確か1年の実績で参加できるという入札があったと思うんですけども、3年間の仕事に対して求められる実績というのは、3年もしくは3年以上の実績を求められた方が良いのかなと思います。それはその事業所さんの経験等を考えた場合、期間の長い業務であるなら、それと同等の期間の実績を求められても良いのではないかなと思います。

○ 委員

最低賃金ですが、今の社会情勢では建設業に関しては社会保険をかけないといけませんとか、労働保険をかけないといけないとか、雇用保険とか、そういったものをかけないといけませんというのは、社会全体がそういう流れになっています。となると、この最低賃金の金額は、こういったものを全部ひくくめた金額になっているのかどうかということなんです。そこをもっと考えないといけないんじゃないかなと思います。引くものを全部考えた場合に、実際にこの金額で生活ができるのかどうかを考えて最低賃金はこれで良いとか、良くないとか、そのような議論をすべきだと思います。

○ 事務局

私どもも事業主として臨時職員を雇用してます。全部で1,500人くらいの臨時職員がおるんですが、その職員団体との交渉の中で、こんなのでは生活ができないじゃないかと言われます。確かにこの最賃そのままですと12万円ぐらいですが、これは個人

的な感覚ですけど、生計中心者がこの金額で安心して生活ができるかという、確かに難しいと思います。

ただし、扶養や保険の関係から、単価を上げると日数を減らされて求人の必要が生じる場合もあるので、単純な話ではないと考えます。

○ 委員

様々な立場の方がみえます。小遣い稼ぎと言ったら失礼ですけど、そのようなパートの方もみえますし、シングルマザーで頑張ってみえる方もいる。

早く1,000円が実現すれば、最低賃金の論議をすることも必要なくなるのかもしれない。

○ 委員

結局は、最低賃金が上がらないから公契約条例でということ。だから公契約条例でストライクゾーンをちゃんと作ってあげるとか、そういうような条例にしないといけないんです。そのストライクゾーンというのが労働報酬下限額なのであり、こういったものをちゃんと職種ごとにやらないとダメなんじゃないかという気がします。

○ 委員

最低賃金を上げる運動は、この場ではなくストレートに最低賃金を上げる場でやるべきだと思います。

もし労働報酬下限額を最低賃金より少し上に設定した場合、最低賃金は監督署が取り締まるけど、間のゾーンを市役所が取り締まることになり、行政の効率化や簡素化とは逆方向になってしまう。最低賃金は、国に対して最賃を上げるという運動をストレートにやっていただきたいと思います。

この審議会では、四日市市が契約に基づいて発注する業務において、どのように労働者を保護できるのかということ、なるべくコストパフォーマンスの良い形で、コストパフォーマンスというのは、市の職員もそうだし、我々事業者も労働者も皆がコストパフォーマンスが良いように作っていただくということであって、ここに最低賃金を上げる議論が入ると、ものすごく大変になってしまうし、そのパワーはまた別のところでやってもらった方が、効果が上がるのではないかと考えます。監督署が最賃を守らせるように頑張る機会があるわけですから、それを使っていたきたいなと思います。

○ 委員

しかし、一人親方は労働基準監督署では守ってもらえないので、そこをどうするかという判断はここでの話になると考えます。

○ 会長

労働報酬下限額を、ある意味最低賃金に変わるというか、最低賃金を補うものとして、導入した方が良いのではないかと議論は、ずっと労働者側からはいただいていた意見でしたけど、公契約条例を作る前段階でもそこは意見交換がなされた上で、結局市

当局の判断としては入れないんだと、とりあえず今の条例の形でやっていこうと決めていただき制定され、それで始まってまだ1年です。

それで、やはり入れなかったことによって、著しく市の発注する公契約においては、最低賃金ギリギリばかりじゃないか、やはりこれでは生活を守れないというような実態が見えてきたというのなら、それはやはり国にあまり動きがない以上、市として緊急避難的にそういうことをやらないといけないんじゃないかという議論もあり得ると思うのですが、今のところ調べていただいていると、ギリギリなところも無いわけじゃないですけど、著しく全てがそうで、とてもこれでは守れません、というような状況ではなさそうというのが、まだケースも少ないですが、今日の報告ではそういうことだろうと思います。そういう意味でも先ほど申し上げたように、今すぐにこの制度を見直さなければいけないという議論では、たぶん今日ご参加の委員の皆さんの大方は、そうは思っておられないんじゃないかなと思います。

そういう意味でもデータというか情報が集まったところで、見直しが必要であれば委員の皆さんの合意の中で見直しをしていきたいと思いますというのがあれば、また考えていくことはやぶさかでないと思いますが、今日のところはそういうご意見もあったということで、たぶん皆さんが合意をするという方向にはならないだろうと思いますので、その辺で収めていただくということでもよろしいでしょうか。

では次回は、下半期が始まって、上半期の様子もある程度まとまったぐらいの時期に開催をしていただくということで、本年度第1回の公契約審議会は以上でお開きとさせていただきます。どうも皆さんありがとうございました。